

令和4年度「境界問題解決センターふくおか」事業計画

センターでは、ADR委員が無料相談会の相談委員として参加するなど、活躍の場を増やしてきました。令和4年度も委員の資質の向上を図るため、研修会を開催し、相談会・調停等への対応ができるようにセンター運営体制を整えていきたいと考えております。

ADR法の認証を取得したこともあり、さらに会員の皆様に一般業務の中で選択肢の一つとしてセンター利用も考慮していただけるよう、より一層周知してまいります。

今後も広く国民の皆様に利用しやすいセンターを目指して運営を行ってまいります。

1 基本業務

弁護士との協働による相談業務及び調停業務を行う。

2 研修の充実

(1) ADR委員による協議会の運営を行う。

(2) 資質の向上を図るための研修会の開催を行う。

3 広報活動の充実

(1) 広報部との連携による広報活動を行う。

(2) 県会ニュースや研修会等を利用した活動状況の報告を行う。

(3) 認証を受けたことによるパンフレット等の刷新を行う。

(4) 官公署へパンフレット等の配布を行う。

4 関連機関との連携・情報交換等

(1) 法務局等との連携及び情報交換を行う。

(2) 他のADR関係機関との連携及び情報交換を行う。

5 その他

(1) ウェブ相談等への検討を行う。

(2) ODRへの対応するため規則変更等の検討を行う。